

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までA会社（以下「会社」という。）の労働者として、M課に所属し、事務作業に従事し、離職前2、3年は、N課に所属し、製品倉庫等でフォークリフトを運転する業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、会社の工場内において、月曜日から土曜日の朝8時30分から45分間、現場応援という形で作業に従事していたが、当時工場内の天井や壁は吹き付けられた石綿が剥き出しの状態になっており、防塵マスクは着用していなかったという。

被災者は、平成〇年〇月頃から血痰を自覚し、B医院医師から肺に影があると指摘されたため、同年〇月〇日、C病院に受診し、「肺ガン」と診断され、同日から入院し療養していたが、同年〇月〇日に死亡した。

死亡診断書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分、直接死因：肺ガン（骨転移）」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、被災者の肺がん（以下「本件疾病」という。）は石綿ばく露によるものである旨を主張する。

(1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 肺がんの原発性

被災者に発症した本件疾病は、平成〇年〇月〇日付けD医師作成の診断(意見)書、同年〇月〇日付けE医師作成の意見書から、当審査会としても原発性の肺がんであると判断する。

(3) 石綿ばく露状況

被災者の石綿ばく露状況について、同僚Fの申立てや会社を管理するG会社作成の職歴等証明書によれば、会社で取り扱っていた紡績糸はカシミロン

というアクリル繊維で、石綿は含有しておらず、石綿を含んだ製品は取り扱いしていないとされており、被災者が認定基準に示された石綿製品の製造工程における作業等に携わったものとは認められない。

他方、同僚Fの申立てによれば、第一工場と第二工場の間にある製品倉庫内セッター室の天井とたれ壁、第三工場原料倉庫の天井と柱に石綿が吹き付けられていたとされ、請求人は、被災者が会社M課に所属していた期間、朝の45分間現場応援で工場での作業に従事していたこと、その後、N課に異動してからは倉庫で紡績糸の搬出作業に従事していたことから、被災者が石綿にばく露していた旨主張する。

上記セッター室の吹付け石綿についての客観的な資料はないが、被災者が現場応援作業や紡績糸の搬出作業において、劣化し飛散した石綿になにかしらかばく露したことは否定できない。しかしながら、被災者の作業態様からみて、石綿製品の製造工程における作業等と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や石綿製品の製造工程における作業等及びそれらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業の周辺等において間接的なばく露を受ける作業には該当せず、当審査会としても決定書理由第2の2の(2)のエに説示のとおり、被災者の業務は認定基準に示された石綿ばく露作業に該当するものとは認められないと判断する。

(4) 石綿ばく露に関する医学的事項

ア 石綿肺の所見

石綿肺の所見について、D医師は、診断（意見）書において、要旨、ヘビースモーカーのため鑑別がつかないとし、審査官の依頼に対する平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、一部間質影を認めるが、間質影は重喫煙に伴うものと考えられ、石綿肺の所見は認められないと述べている。

E医師は、意見書において、要旨、十分な石綿ばく露歴があるとする、石綿肺第1型に相当する不整形陰影を認めることになるとするも、審査官の鑑定依頼に対する平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、職業性石綿ばく露歴が認められないこと、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラークの存在が明らかでなく、石綿小体及び石綿繊維の証明も認められないことから、総合的に判断して石綿肺には該当しないものと考えられる

と述べている。

さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、不整形陰影は存在しその密度は第1型に相当すると判断したが、明らかな胸膜プラークや胸膜の石灰化は認められず、石綿肺によるものと考えより、他疾患による不整形陰影と考えるのが妥当と述べている。

請求人は再審査請求の理由として「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票」において「医学的所見：石綿肺」にチェックが入れられていると主張するところ、当審査会において改めてX線写真及びCT画像を読影し、本件の医証等を検討したが、上記D医師、E医師及びH医師の意見は妥当であって、当審査会としても石綿肺には該当しないものと判断する。

イ 胸膜プラークの有無

胸膜プラークの有無について、D医師は、審査官の依頼に対する意見書において、胸膜プラークを思わせる肥厚は認められないとし、E医師は、意見書において、狭い範囲における胸膜プラークの存在を否定できないとするも、審査官の鑑定依頼に対する意見書においては、要旨、被災者の胸膜肥厚は、胸膜プラークである可能性は極めて低く、炎症性変化及び腫瘍性変化として矛盾しないものと考えられると述べている。

さらに、H医師は、意見書において、胸膜プラークと考えられる明らかな陰影は認められないと述べている。

これに対し、I医師は前記意見書において、上記2の(2)のとおり、肋骨表面を覆うように存在する線状陰影は典型的な胸膜肥厚斑であるとしていることから、当審査会としてもこれら医師の意見書を踏まえX線写真及びCT画像を読影したが、上記D医師、E医師及びH医師の意見は妥当であって、当審査会としても胸膜プラークは認められないものと判断する。

ウ 石綿小体・石綿繊維

石綿小体・石綿繊維については、計測等が実施されておらず、データがなく、その存在の有無を確認できない。

- (5) 上記(2)から(4)により、被災者に発症した本件疾病は原発性の肺がんであると認められるものの、認定基準に示された認定要件を満たさないことから、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。